

共 済

タイムリー

2018. 10 月

発行 公立学校共済組合和歌山支部
和歌山市小松原通1-1 南別館6階
<http://www.kouritu-wakayama.jp/>

目 次

- ・平成30年度末退職予定の皆様へ・・・1、2
- ・育児休業手当金請求書の
作成上の注意点について・・・2
- ・平成30年度組合員等の状況調査
(組合員証の検認)について・・・3
- ・災害見舞金について・・・3、4
- ・障害給付(障害厚生(共済)年金)
に関するご案内・・・5
- ・平成30年9月から長期給付(厚生年金)の
保険料率が変わりました・・・6
- ・住宅借入金等特別控除に係る年末残高証明書を
発行します・・・6
- ・被扶養者の方も特定健康診査を受けましょう・・・7
- ・特定保健指導のご案内・・・7
- ・人間ドック・脳ドック・乳がん/子宮がん検診
決定者の方へ・・・7
- ・Q&A 第10回目 ~年金額を知りたい場合~・・・8

平成30年度末(平成31年3月31日)退職予定の皆様へ

担当:年金班・医療給付班
電話:073-441-3711
3712

退職前に知っておきたい「医療保険、年金に関する質問や手続」について、下記のとおり相談会等を行いますので、対象者に日程等を事前にお知らせください。

【個別相談会】(申込等詳細については、別途通知を参照してください。)

○対象者・・・平成30年度末定年退職者

(再任用(フルタイム)希望者及び個別相談会(平成27年11月以降開催)の出席者は対象外とする。)

日 程	場 所
平成30年11月 4日(日)	田辺市民総合センター
平成30年11月10日(土)	和歌山県民文化会館
平成30年11月11日(日)	田辺市民総合センター
平成30年11月18日(日)	和歌山県民文化会館
平成30年11月25日(日)	



(例1)再就職をしたときの年金はどうなりますか?

○対象者・・・平成30年度末定年外退職予定者と今年度59歳到達の組合員

(個別相談会(平成27年11月以降開催)の出席者は対象外とする。)

(例2)年金の手続きは、いつすればいいのですか?

(例3)夫婦同時に退職を考えていますが、この場合、退職後の保険証の手続きは?

日 程	場 所
平成30年12月22日(土)	田辺市民総合センター
平成30年12月25日(火)	和歌山県民文化会館
平成30年12月26日(水)	
平成30年12月27日(木)	

(「年度末退職予定者に係る年金制度等説明会」の日程は、裏面に掲載)

【年度末退職予定者に係る年金制度等説明会】（詳細については、後日、通知します。）

○対象者・・・平成30年度末退職予定者（引き続き再任用希望される方は除く。）

主に全般的な制度内容と退職時の手続について説明します。

日 程	場 所
平成31年1月25日（金）	和歌山県情報交流センターBig・U
平成31年1月30日（水）	粉河ふるさとセンター
平成31年1月31日（木）	ホテル アバローム紀の国
平成31年2月 4日（月）	和歌山県民文化会館
平成31年2月 6日（水）	和歌山県情報交流センターBig・U
平成31年2月 8日（金）	和歌山県自治会館



育児休業手当金請求書の作成上の注意点について

担当：医療給付班

電話：073-441-3712

組合員及び共済事務担当者の事務の効率化、簡素化を図るため、平成30年9月以降の請求書分から育児休業手当金の請求方法を一括請求に変更しました。

請求方法の変更に伴う新様式を公立学校共済組合和歌山支部のホームページに掲載していますので、ご使用ください。

新様式の請求書の次の箇所に記入誤りが多く見受けられますので、ご注意ください。

① 育児休業承認期間の終了日

「人事異動通知書」等に記載された終了日を記入してください。

参考：「休業の期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする」

例：「休業の期間は平成31年3月31日までとする」

終了日＝平成31年3月31日

② 組合員の請求日及び所属所長の証明日

「請求者氏名」の上、「上記のとおり請求します。」の日付及び所属所長の証明日は、育児休業開始月の翌月の1日以降の日を記入してください。

例：請求期間開始日が平成30年9月20日の場合

「組合員の請求日」及び「所属所長の証明日」＝平成30年10月1日以降の日

請求は一括としますが、給付単位は1カ月です。

上記例の場合、初回給付期間は、平成30年9月20日～平成30年9月30日となるため、当該期間の経過後（10月1日以降の日付）で請求を行ってください。

給付金の給付

毎月10日（必着）までに和歌山支部において、完備された請求書を受付した場合は、翌月10日（金融機関が休業の場合は翌営業日）に共済組合登録口座に給付を送金します。

組合員及び被扶養者の状況を確認するため、11月(予定)に調査を実施します。
詳しくは後日、通知しますので、ご協力くださるよう、お願いします。

対象者 全組合員及びその被扶養者

災害見舞金について

担当：医療給付班
電話：073-441-3712

組合員が非常災害により住居または家財に一定の損害を受けたときに、損害の程度に応じて給付されます。

「非常災害」とは、水害、地震、火災などをいいますが、盗難は含まれません。

同一世帯に組合員が2人以上ある場合は、各組合員につきそれぞれ災害見舞金が給付されます。

- (1) 住居とは、その所有権の有無にかかわらず、現に組合員の生活の本拠として居住する建物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間の別を問いません。通常は、組合員証の住所欄に記載されている住居をいいます。
なお、別棟の離れ屋、物置、門、塀等は住居に該当しません。
- (2) 家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいます。
山林、田畑、宅地、借家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等を含みません。
原則として、住居内にあるものに限られ、住居狭小等の理由により、他に預けているものは含みません。
なお、住居とは異なり組合員及び被扶養者の所有のものに限ります。
- (3) 組合員とその被扶養者が別居している場合は、被扶養者の住居または家財も組合員の住居または家財の一部として取り扱います。
損害の程度は、原則として、住居または家財を換価して判定します。この場合、原則として災害の発生した時点の時価により判定します。

提出書類

- ・災害見舞金請求書（所定様式あり）
- ・市町村長、消防署長又は警察署長の発行するり災証明書（所定様式あり）
- ・り災状況報告書（所定様式あり）
- ・住居の場合は、見取り図、平面図（り災箇所を表示すること）
- ・現場写真
- ・新聞記事の写し
- ・その他、被害状況、損害の程度を判断するために必要な書類

時効

各種給付金は、給付事由が生じた日から2年間請求しない場合は、時効により消滅します。

（給付額の算定基準については、裏面に掲載）

給付額

損害の程度に応じ、次の表に掲げる額が給付されます。損害の程度は原則として住居または家財を換価して判定します。

給付額の算定は、住居、家財それぞれにつき別個に次の表を適用して算定した月数を合算しますが、3月分に標準報酬の月額を乗じて得た額を超えることはできません。

損害の程度	災害見舞金の額
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×3月分
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×2月分
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき	
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×1月分
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×0.5月分
2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	

浸水の程度	災害見舞金の額
床上30cm以上浸水したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×0.5月分
床上120cm以上浸水したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額×1月分
上記以外の床上浸水	—————

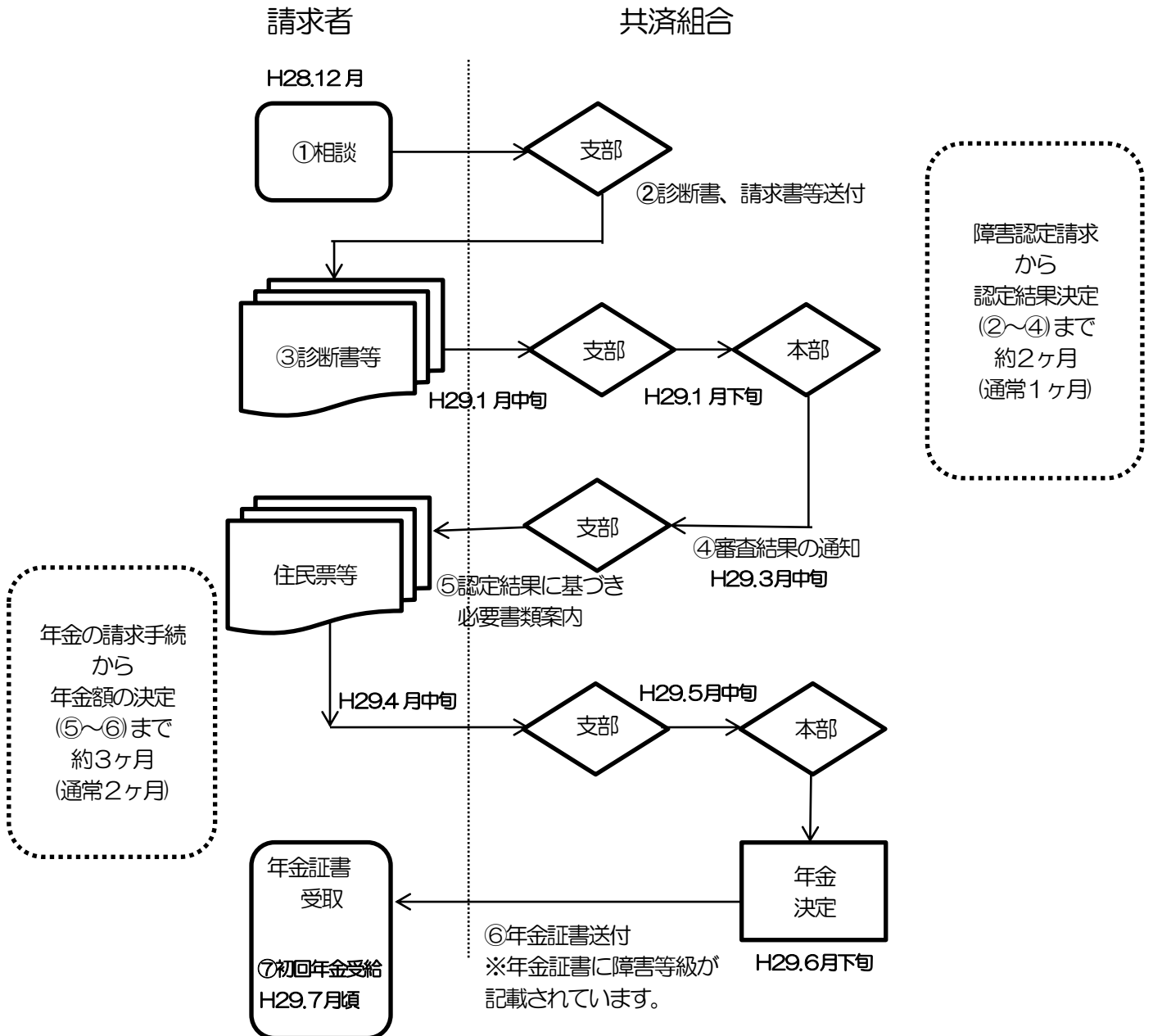
障害給付（障害厚生（共済）年金）に関するご案内

担当：年金班
電話：073-441-3711

平成30年度福利厚生事務担当者説明会においても案内しました「障害厚生年金」等の請求手続は、毎年1月以降になると、全国で請求者が急増します。

そのため、障害程度の認定結果及び障害給付の決定に一層時間を要し、退職後すぐに年金を受取れない場合もありますので、早い目に手続していただきますよう周知願います。

〈1月以降に手続を行った場合の例〉



平成30年9月から長期給付(厚生年金)の保険料率が変わりました

担当：経理班
電話：073-441-3713

長期給付（厚生年金）の保険料率が次のとおり引き上げられました。

保険料率

(単位：千分率)

区分	現行 (従来の保険料率)	平成30年9月 (新しい保険料率)
標準報酬月額 に対する割合	89.93	91.5 (+1.57)
標準期末手当等 に対する割合	89.93	91.5 (+1.57)

どれだけ負担が変わるの? 例 標準報酬月額34万円と標準期末手当等70万円の場合



住宅借入金等特別控除に係る年末残高等証明書を発行します

担当：経理班
電話：073-441-3713

共済組合から貸付けを受け、自己の居住用住宅を新築、購入又は増改築をしたとき、あるいは、住宅の新築の直前にその敷地を取得したとき等、一定の要件を満たせば「住宅借入（住宅取得）等特別控除」が受けられます。

年末調整又は確定申告に必要な「年末残高等証明書」は、次のとおり所属所長あて送付しますので、紛失しないよう大切に保管してください。（ただし、平成30年末までに全額繰上償還すると、使用できなくなります。）

- 年末調整用／平成30年10月下旬（発行申請不要）
- 確定申告用／平成31年1月中旬（発行申請 要・不要は下記のとおり）

確定申告用の「年末残高等証明書」の発行について

◇対象となるもの

申込（貸付）事由		貸付年月日
ア 住宅	新築、購入、増改築、修理	平成30年1月～12月
イ 土地	平成30年中に住宅を建築し居住した場合で、建築前2年の間に、その住宅を建築するための敷地を購入し、その資金として借り受けたもの	平成28年1月～平成30年12月

◇発行申請の要・不要

貸付種別	申込（貸付）事由	申請の要・不要
住宅	ア 住宅	不要
	イ 土地	要
一般	ア 住宅	要
	イ 土地	

注意	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ●償還期間が10年未満の貸付けは、対象となりません。 ●「住宅貸付け」の土地（敷地）購入を事由として借り受けたものについては、敷地購入に係る「完了報告書」及び住宅建築に係る「住宅建築完了報告書」の提出が必要です。 ●「一般貸付け」については、住宅貸付け申込時に、資金として計上されているものに限りません。 ●住宅借入金等特別控除に係る詳細については、所轄の税務署にお問い合わせください。

被扶養者の方も特定健康診査を受けましょう

担当：経理班
電話：073-441-3713

40歳以上74歳以下の被扶養者の方を対象に「特定健康診査受診券」を7月に自宅へ発送しています。受診券の有効期限は、平成31年1月31日までとなっていますので、特定健康診査を受診していただくよう組合員の皆様から被扶養者の方へ勧めてください。

なお、組合員ご自身は、定期健康診断や当支部が実施する人間ドック等の健診をもって特定健康診査を受けたものとみなされます。



「高齢者の医療の確保に関する法律」に伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者は年度内に40歳以上74歳以下の組合員及び被扶養者の方々を対象とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

受診にあたって

- ・「受診券」と「被扶養者証」を持参し、指定の医療機関等で受診をしてください。
- ・受診は無料です。（特定健康診査項目に限る。）
- ・受診券の有効期限は、平成31年1月31日までとなっていますので、それまでに受診をしてください。
- ・今年度中にパート先等で定期健康診断等を受けている場合は、改めて受ける必要はありません。その場合は、「受診券」、「健診結果の写し」、「質問票」を、経理班までお送りください。

特定保健指導のご案内

担当：経理班
電話：073-441-3713

40歳以上の方で特定健康診査（定期健康診断や人間ドックを受診された場合には検査項目に含まれます。）の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方については、「**特定保健指導（※）**」を無料でご利用いただけます。（対象者には個別に案内を送付します。）是非ご活用ください。

※ 対象者に合わせた食生活や運動習慣などの生活習慣を改善するための実践的なサポートを実施するとともに、半年後に健康状態や生活習慣の改善状況を確認いたします。

人間ドック・脳ドック・乳がん/子宮がん検診決定者の方へ

担当：経理班
電話：073-441-3713



受診の実施期間が平成31年2月末（一部の医療機関は3月末）までとなっていますので、予約がまだお済みでない方は速やかに医療機関へ予約し、受診をお願いします。

Q：退職を控えており、自分の年金額が気になります。年金額を確認する方法はありますか？

A1：「ねんきん定期便」で確認できます

年金見込額は、ねんきん定期便で確認できます。

- ・ねんきん定期便は、公立学校共済組合本部から、毎年誕生月の末日に組合員および他の公的年金に加入していない年金待機者に送付しています。（送付時期によっては、以前の加入機関から送付されることもあります。）
- ・35歳、45歳、59歳の方には封書で、それ以外の年齢の方にはハガキで届きます。

ねんきん定期便で確認できること

- ・基礎年金番号（年金等に関するお問い合わせの際に必要です。）
- ・年金加入期間（年金制度に加入した時点から、ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入期間。）
- ・50歳以上の方——年金見込額（現在の加入条件で60歳まで加入していたと仮定し、計算した見込額）
- ・50歳未満の方——保険料納付額（年金制度に加入した時点から、ねんきん定期便に記載されている作成年月までの加入実績に応じた年金見込額及び保険料納付額）

A2：インターネットでも確認できます

『地共済年金情報 WEB サイト』（<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>）

年金記録、年金見込額、保険料納付額をインターネットで確認することができます。

（基礎年金番号等を登録後、2～3週間後にユーザID通知書が届きますので、そのIDを利用してログインしてください。）

〈下記の方については利用できません〉

- 一時金全額受給期間のみを有する方、老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
- 退職共済年金・老齢厚生年金の年金受給者の方、離職時の年金分割制度の適用を受けた方

退職後、65歳から受給できる「年金払い退職給付」の積立額が確認できます

年金払い退職給付は、公務員制度の一環として平成27年10月以降に創設された新3階部分の年金制度です。

（旧3階部分である共済年金の職域年金部分は廃止されました。）

毎年7月に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を送付し、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報をお知らせしています。